

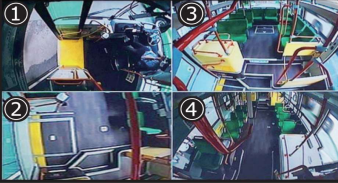


第197回WP.29関係等に係る改正に対する意見(第4回目意見照会)

団体名等	分類(指摘箇所)	意見	理由	コメント
JAIA	細目告示 第23条第1項第2号	板状 <sup>その他</sup> 歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状 ↓ 板状 <sup>その他</sup> の歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状	「板状」は「歩行者、自動車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状」に含まれると思われるため、書きぶりの提案です。	当該の記述は昭和54年の省令改正時に導入された要件を、引き続き適用する部分となるため、今次改正ではそのままとさせていただきます。(国内採用WGIにて提起いただくことを妨げるものではありません)
自動車機構	細目告示 第68条第1項	補助視界確認装置については、協定規則第46号16.3.2において、当該装置を除いて測定した車両の全幅から50 mmを超えて突出しないものと規定されていることから、自動車の幅よりカメラ等の装置が突出する構造が想定されているものと考えます。この場合、カメラ等が自動車の最外側となる場合には、車両寸法の測定において、当該カメラ等を含めた最外側をも車幅として取り扱うとの認識でよろしいでしょうか。	自動車の寸法測定時、カメラの最外側が車両の幅となるため、後写鏡及び後方等確認装置のように保安基準第2条の手段が必要になると思われます。	保安基準第2条第3号の装置に該当するものは手当済みと考えます。
自動車機構	省令 第44条第2項、第3項	二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車について、仮に後写鏡を装備した上で「後方等確認装置その他の視界を確認する装置」を追加的に装備する場合には基準適合が必要になる、ということでもよろしいでしょうか。	「二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車」にあっては後写鏡を代替することはできないが装備は規制されておらず、基準も適用されていないという認識ですが、改正後は「後写鏡等」として規準適合が必要になると思われます。	御指摘ありがとうございます。規定ぶりを修正しております。
自動車機構	細目告示 第23条	次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める基準(側面保護装置(協定規則第73号に定める側面保護装置をいう。))について型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、当該各号に定める基準のいずれかとする。 ↓ 次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める基準とする。ただし、側面保護装置(協定規則第73号に定める側面保護装置をいう。))について型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、当該各号に定める基準のいずれかとする。	提案です。	御意見ありがとうございます。規定ぶりを修正しております。
自動車機構	細目告示 第23条第3項第1号及び第101条第3項第1号	協定規則第73号の規則13.2.はみなし規定であり、同13.3.は認可当局においてオフロード車への適用除外が出来る旨の規定のため、「～掲げる要件に適合する構造部」との規定は適当でないように考えます。	UN R73-02の13.2.と13.3.は側面保護装置の適用を除外できるときの条件を定める規定であると理解しています。	省令からの委任事項との整合性の観点でこの書きぶりとなります
自動車機構	細目告示 第101条第3項第1号	13.3. ↓ 13.3.	誤記と思われれます。	ご指摘有り難うございます。修正しております。
自動車機構	細目告示 第122条の2第4項第1号 第200条の2第4項第1号	片側のみに備えることも許容される理解でよろしいでしょうか。	確認です。	御認識の通りとなります。
自動車機構	細目告示 第122条の2第4項第3号 第200条の2第4項第3号	対称的 ↓ 対称となるよう	提案です。 第124条の2第3項第2の3号の書きぶりと並びを合わせてはいかがでしょうか。	別添52と書きぶりを合わせておりますが、次回以降の改正で検討させていただきます。
自動車機構	細目告示 第122条の2第4項第8号 第200条の2第4項第8号	この場合において、低速走行時照射灯の見かけの表面が地上面からの高さ1mの位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。 ↓ この場合において、低速走行時照射灯の見かけの表面が、10m後方の地上1mから3mまでである範囲内のすべての位置において、直接視認することができないように取り付けられていること。	「地上面からの高さ1mの位置」では、後方のどの位置からか明確でないため提案です。 また、別添52 4.27.5.では、「取り付けられた低速走行時照射灯の見かけの表面が直接確認することができないように取り付けなければならない。」となっておりますが、第122条の2及び第200条の2では、適合するものの例示の表現になっており、直接視認できる取付を否定していないように見受けられます。 前進していても時速15km/h以下で自動点灯する白色灯火であり、後方を走行中の車両から直接視認できる場合、後方の車両の運転者が後退灯の点灯と誤認し、事故を誘発する可能性があるため危険ではないでしょうか。	地上面からの高さ1mの位置は「いずれの位置からも」を意図しております。 再考しましたが、原案のとおりとさせていただきます。
自動車機構	大臣定め通達 323.(2)及び(4)	令和10年8月31日以前 ↓ 同年8月31日以前	提案です。 細目告示第14条第46項と並びを合わせてはいかがでしょうか。	ご指摘有り難うございます。 次回以降の改正で検討させていただきます。

JABIA	細目告示 第68条(後写鏡)	路線バス等では客室内にカメラを設置し、運転者席のモニター等で車内の状況を確認(記録)装置がございますが、これらの装置は車両外部の交通状況を確認するものではなく旅客の安全確認を目的としたものであることから、第68条の「後方等確認装置」および「補助視界確認装置」のいずれにも該当しないと解釈してよろしいでしょうか。	<p>第3回意見照会にて、「車両内外」とあるのを「車両外部」として頂きたい旨、意見を上げさせていただきましたが当方の趣旨が伝わっていませんでしたので、改めて確認させていただきます。</p> <p>モニター画面で集中的に車内確認ができる</p> <p><b>路線バス車内モニターシステム</b></p> <p>車内の複数座席の映像をまとめてモニター画面に映し、視線動作を少なくすることにより、車内安全確認、サービス向上をサポートいたします。乗降客数が増えることやドライバーに乗客と視線が合うことを避けられるため、乗降前後の乗客確認に効果的です。</p>  <p>モニター画面</p>  	「後方等確認装置」「補助視界確認装置」は車外の視界に関するものとなります。「車両内外」としているのは「後方等確認装置」「補助視界確認装置」を構成しているモニター装置が車内に設置されること、モニター装置がR46の対象となるため。
JABIA	細目告示 第68条(後写鏡)	ワンマンバス構造要件(別添106) 「客室の安全確認装置」に基づく、車内の旅客の状況(乗降を含む)を確認するための後写鏡またはモニター装置について、ワンマン運行時の旅客安全を目的とした固有の装置であり、第68条の「後方等確認装置」および「補助視界確認装置」のいずれにも該当しないと解釈してよろしいでしょうか。	第3回意見照会にて、「車両内外」とあるのを「車両外部」として頂きたい旨、意見を上げさせていただきましたが当方の趣旨が伝わっていませんでしたので、改めて確認させていただきます。	車内を確認するものについては、そのように解釈して差し支えない。
JABIA	細目告示 第68条(後写鏡)	連節バス構造要件(別添91)に基づく各安全確認装置「前車室・後車室内の安全確認装置」、「前後扉付近の旅客確認装置」、「車外安全確認装置(左外側線上等の確認用)」として備える後写鏡またはモニター装置について、連節バス特有の死角補填や乗客の挟み込み防止等を目的とした運行安全装置であり、いずれも第68条の「後方等確認装置」および「補助視界確認装置」には該当しないと解釈してよろしいでしょうか。	第3回意見照会にて、「車両内外」とあるのを「車両外部」として頂きたい旨、意見を上げさせていただきましたが当方の趣旨が伝わっていませんでしたので、改めて確認させていただきます。	車内を確認するものについては、そのように解釈して差し支えない。他方、車外の視界を確認するものについては、「補助視界確認装置」に該当する。
JABIA	細目告示 第23条第5項第3号 第101条第4項第3号 第179条第4項第3号	ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その <b>平面部</b> 前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面と、最後方位置にある連結装置中心を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が2.7m 以下となるように、かつ、その <b>平面部</b> 前端が最前の補助脚の中心から後方250mmの位置において車両中心面に対して直角をなす鉛直面より前方となるように取り付けられなければならない。	第3回意見照会の回答で、「ご指摘の通り修正いたします。」と返事を頂きましたが、修正されていないので確認させていただきます。	ご指摘有り難うございます。修正しております。
(一社)日本産業車両協会特殊車常任委員会	細目告示 第68条 第3項 第二号	第1項第1号イに掲げる後写鏡 ↓ 第1項第2号の後写鏡	「カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びに最高速度20km/h未満の自動車」は、第1項第2号の自動車となっているため、「第1項第1号イに掲げる後写鏡」は該当しないものと考えます。	御指摘ありがとうございます。修正しております。
自動車認証審査部	道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令 第四十四号(後写鏡等)	保安基準省令の記載が改正になりますが、こちらの改正に対して、道路運送車両法手数料規則の書きぶりを合わせる必要はないでしょうか。	ただし書きが無くなる等の改正となり、手数料規則の書きぶりと合わない点がございますので確認です。	ご指摘有り難うございます。次回以降の改正で対応させていただきます。
自動車認証審査部	細目告示 第23条 第4項	誤 12.1.、12.4から12.9まで・・・ ↓ 正 12.1.、12.4.(12.4.2を除く)から12.9まで・・・	第1項において、適用されている要件のため提案になります。	ご指摘有り難うございます。次回以降の改正で対応させていただきます。
自動車認証審査部	手数料規則 別表第一 備考	「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に基づき行う認定を受けたことを証する書面」とは、認可証に限らず、第二分冊として審査部に提出される書面(例:試験成績書、選定事由書)を含むと理解してよいか	解釈、取り扱いの確認です。	RXSWINが適用される申請についてはご理解のとおりです。

東北運輸局	細目告示 別添52 4.30.4.	車両後退表示投影装置は、4.30.5、4.30.6及び4.30.9の規定に適合するよう取り付けられなければならない。 ↓ 車両後退表示投影装置は、4.30.5、4.30.6.及び4.30.9の規定に適合するよう取り付けられなければならない。	「.」が抜けているため誤植ではないでしょうか。	ご指摘有り難うございます。次回以降の改正で対応させていただきます。
東北運輸局	細目告示 別添52 4.30.9.2.	4.30.9.1の要件が満たされない場合には、 ↓ 4.30.9.1の要件が満たされない場合には、	「.」が抜けているため誤植ではないでしょうか。	ご指摘有り難うございます。次回以降の改正で対応させていただきます。
東北運輸局	別添125 5.2.	5.1.1で引用する～ ↓ 5.1.1.で引用する～	「.」が抜けているため誤植ではないでしょうか。	御指摘いただきありがとうございます。次回以降の改正で対応させていただきます。
東北運輸局	V JH25モード法(電気自動車) 5.一充電走行距離の算出方法	以下のように、文章を簡潔化してはいかがでしょうか。  別紙2の2.6.4.の③の①において計測される走行時における蓄電装置の消費電気エネルギー $E_{DC}$ に占める満充電かつソーク直後のJE05モード走行1回目(以下「JE05コールド状態」という。)の直流電力量の割合 $K_1$ 、コールド状態を考慮した都市内電力消費率 $EC_{ACDC}$ 及び一充電走行距離DIは、3.HILS法により使用される3.5.電気重量車電力消費率の算出過程において使用される各数値、別紙2の2.6.4.の③の①において計測される走行時における蓄電装置の消費電気エネルギー $E_{DC}$ 、充電時における商用電源の消費電気エネルギー $E_{AC}$ 及び別紙2の2.6.5.において算出されるJE05コールド悪化係数Aから次式で算出される。 (中略)  $K_1$ : 走行時における蓄電装置の消費電気エネルギー $E_{DC}$ に占める満充電かつソーク直後の都市内走行1回目(「JE05コールド状態」という。)のDCの消費電気エネルギーの割合(-) $EC_{ACDC}$ :コールド状態を考慮した都市内電力消費率(Wh/km) D:一充電走行距離(km)	略記号の説明に落とし込むことで、重複する文章の削除が可能であるため。 また、「一充電走行距離」算出方法の項目に絞って表現の簡潔化を提案いたします。	御指摘のとおり簡略化できるかと存じますので、次回以降の改正で対応させていただきます。
関東運輸局	緩和告示	今回、緩和告示の改正は行わないのでしょうか。	後写鏡の基準について、省令第44条にて措置いただくとのことですが、緩和告示へのハネは特段生じない認識でよろしいでしょうか。少なくとも、細目告示については項ズレ対応が必要かと存じます。	ご指摘有り難うございます。次回以降の改正で対応させていただきます。
軽自動車検査協会	保安基準 第44条第2項、 装置型式指定規則 第2条第1項第42号	…後方等確認装置その他の視界を確認する装置… ↓ …後方等確認装置その他の視界を提供する装置…	視界(目に見える範囲)を確認するのではなく、視界を提供する装置と考えます。	「確認」は「後方等確認装置」の語にてすでに用いていることから、そのままとさせていただきます
軽自動車検査協会	細目告示 第68条第1項	…に備える後写鏡等の当該後写鏡… ↓ …に備える後写鏡、後方等確認装置その他の視界を提供する装置(以下この条、第146条及び第224条において「後写鏡等」という。)の当該後写鏡等…	保安基準第44条第2項における定義は、係る項に限定されているため、提案です。	御指摘ありがとうございます。「後写鏡等」は定義しない規定ぶりに修正しております。
軽自動車検査協会	細目告示 第68条第1項第1号口	…車室外に備えられた後写鏡(取付)… ↓ …車室外に備えられた後写鏡その他の鏡(取付)…	後写鏡以外の鏡にも適用されるものと考えます。	御指摘の箇所の対象装置については、今次改正の対象ではないため、そのままとします
軽自動車検査協会	細目告示 第68条第1項第1号ハ、 第68条第3項第4号	補助視界確認装置 ↓ 補助視界提供装置	視界(目に見える範囲)を確認するのではなく、視界を提供する装置と考えます。	「確認」は「後方等確認装置」の語にてすでに用いていることから、そのままとさせていただきます
軽自動車検査協会	細目告示 第68条第1項第1号ハ	…カメラ及び画像表示装置又は… ↓ …カメラ(補助視界提供装置のうち画像情報を撮影する装置をいう。以下この項において同じ。)及び画像表示装置(補助視界提供装置のうちカメラにより撮影した画像情報を運転者に表示する装置をいう。以下この項において同じ。)又は…	細目告示第224条第1項においては定義されているため、当該箇所についても定義する必要があるものと考えます。	「補助視界確認装置」の定義文であるため、「補助視界確認装置」を用いるのは適切ではありません
軽自動車検査協会	細目告示 第68条第1項第1号ハ	…規則6.2.(6.2.2.から6.2.2.1.1.まで及び… ↓ …規則6.2.(6.2.2.1.1.及び…	6.2.2.は基準ではないため、書きぶりの提案です。	適用にあたって、必要な項のためそのままとします
軽自動車検査協会	細目告示 第68条第3項第1号	…に掲げる後写鏡(カタビラ…を除く。…)又は後方等確認装置… ↓ …に掲げる後写鏡又は後方等確認装置…	第1項第1号においては除かれているため、記載の必要はないものと考えます。	御指摘ありがとうございます。検討しましたがそのままとさせていただきます。
軽自動車検査協会	細目告示 第68条第3項第1号	…場合以外の場合にあつては、次に掲げる基準)。 ↓ …場合以外の場合にあつては、同基準を次に掲げる基準に読み替えて適用する)。	イ～ホは読み替えの基準であつて適用される基準ではないため、どの基準が適用されているのか(規則16.関係が適用されるのか等)が不明です。	御指摘ありがとうございます。書きぶり修正いたしました。
軽自動車検査協会	細目告示 第68条第3項第2号	二 第1項第1号イに掲げる… ↓ 二 第1項第2号に掲げる…	誤植と思われます。	御指摘ありがとうございます。修正いたしました。

軽自動車検査協会	細目告示 第68条第3項第2号	…後写鏡(カタピラ…に限る。)... ↓ …後写鏡にあつては…	上記意見のとおりであれば、第1項第2号において限定されているため、記載の必要はないものと考えます。	御指摘ありがとうございます。検討しましたがそのままとさせていただきます。				
軽自動車検査協会	細目告示 第122条の2第4項第8号、 第136条の2第3項第4号、 第200条の2第4項第8号、 第214条の2第3項第4号、	…見かけの表面が地上面からの高さ1mの位置から… ↓ …見かけの表面が地上1mの位置から…	細目告示第137条第4項第9号等の書きぶりと整合のため、提案です。	ご指摘有り難うございます。次回以降の改正で検討させていただきます。				
軽自動車検査協会	細目告示 第146条第6項第2号 第224条第6項第2号	…以外の自動車にあつては第1項第2号イ及びエ)、… ↓ …以外の自動車にあつては第1項第2号イ及びニ)、…	誤植と思われます。	ご指摘有り難うございます。修正しております。				
軽自動車検査協会	別添52 4.30.9.1.	…平面上の、地上面からの高さ1mから… ↓ …平面上の、地上1mから…	細目告示第137条第4項第9号等の書きぶりと整合のため、提案です。	ご指摘有り難うございます。次回以降の改正で検討させていただきます。				
軽自動車検査協会	大臣定め通達 85.	(2)平成27年11月19日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車とする。 ↓ (2)平成27年11月19日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車	提案です。 改正箇所ではありませんが、誤植と思われるので95と同様に平仄を合わせてはかがででしょうか。	御指摘いただきありがとうございます。次回以降の改正で対応させていただきます。				
自工会国内認証業務分科会	道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令 附則第2条第2項 (経過措置) (圧縮水素関係)	第4回意見照会にて、(第百三十四号第二改訂版に限る。)と追記されています。この文言を追記した意図をご教示ください。 <table border="1" data-bbox="600 467 1406 539"> <tr> <td>自工会国内認証業務分科会</td> <td>道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令 附則第2条第2項 (経過措置) (圧縮水素関係)</td> <td>今回の意見照会にて、第2項を新設いただきましたが、こちらは「追加の圧力開放装置」を備えなければ、引き続きUN-R134-02シリーズの認証が受入可能と判断しましたが、その認識で問題ないでしょうか。またその場合、UN-R134-02シリーズの新基準でなければ、01シリーズの受入が可能と理解しなされた01シリーズの受入が可能と理解し、こちらについても認識に相違はないでしょうか。</td> <td>01シリーズのラベル貼付要件は確認になります。 また01は01シリーズのラベル貼付要件は対象外になりますので、01シリーズの新基準でなければ、00シリーズの受入が可能と理解し、こちらについても認識に相違はないでしょうか。</td> </tr> </table>	自工会国内認証業務分科会	道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令 附則第2条第2項 (経過措置) (圧縮水素関係)	今回の意見照会にて、第2項を新設いただきましたが、こちらは「追加の圧力開放装置」を備えなければ、引き続きUN-R134-02シリーズの認証が受入可能と判断しましたが、その認識で問題ないでしょうか。またその場合、UN-R134-02シリーズの新基準でなければ、01シリーズの受入が可能と理解しなされた01シリーズの受入が可能と理解し、こちらについても認識に相違はないでしょうか。	01シリーズのラベル貼付要件は確認になります。 また01は01シリーズのラベル貼付要件は対象外になりますので、01シリーズの新基準でなければ、00シリーズの受入が可能と理解し、こちらについても認識に相違はないでしょうか。	第2回意見照会時に以下を確認させていただきました。ここからの内容に変更があるかの確認です。	記載変更に伴う意図の変更はございません。
自工会国内認証業務分科会	道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令 附則第2条第2項 (経過措置) (圧縮水素関係)	今回の意見照会にて、第2項を新設いただきましたが、こちらは「追加の圧力開放装置」を備えなければ、引き続きUN-R134-02シリーズの認証が受入可能と判断しましたが、その認識で問題ないでしょうか。またその場合、UN-R134-02シリーズの新基準でなければ、01シリーズの受入が可能と理解しなされた01シリーズの受入が可能と理解し、こちらについても認識に相違はないでしょうか。	01シリーズのラベル貼付要件は確認になります。 また01は01シリーズのラベル貼付要件は対象外になりますので、01シリーズの新基準でなければ、00シリーズの受入が可能と理解し、こちらについても認識に相違はないでしょうか。					
北陸信越運輸局	改正省令第1条	第44条第1項について、「当該各号に定める装置」は「それぞれ当該各号に定める装置」ではないでしょうか。	確認です。(第2条第2項参照)	御指摘ありがとうございます。検討しましたがそのままとさせていただきます。				
北陸信越運輸局	改正告示第2条	適用関係整理告示第52条第1項に後方等確認装置に関する要件の追加は不要でしょうか。	改正後の保安基準第44条第1号の規定により後写鏡を備えず後方等確認装置のみ装備する自動車も認められることとなるが、この場合、適用関係整理告示第52条第1項に規定する自動車にあつては、同項第1号～第5号までの規定が後写鏡に関する要件のみを定めていることと、後方等確認装置に係る定量的な要件が課されていないため。	ご指摘有り難うございます。次回以降の改正で対応させていただきます。				
北陸信越運輸局	改正告示第3条	ウズベキスタンの「規則上の国番号」は44ではないでしょうか。	ECE/TRANS/WP.29/343/Rev.34/add.1では、E44となっているため。	ご指摘有り難うございます。次回以降の改正で対応させていただきます。				
北陸信越運輸局	改正省令附則、改正告示附則	UN-R73に関する規定の公布・施行日は令和8年6月5日ではないでしょうか。	改正省令及び改正告示の公布・施行日は、WP.29第197回会合における改訂事項の発効日である令和8年6月4日とされているが、国連事務局通知においては、日本におけるUN-R73の発効日は、令和8年6月5日となっているため。	UN-R73に関する規定の公布・施行日は令和8年6月4日としております。				